

議員提出議案第4号

三朝町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月21日

提出者 三朝町議会議員 山田道治  
賛成者 三朝町議会議員 松村修  
賛成者 三朝町議会議員 小椋昭一  
賛成者 三朝町議会議員 岡本岩夫  
賛成者 三朝町議会議員 杉原憲靖  
賛成者 三朝町議会議員 遠藤勝太郎  
賛成者 三朝町議会議員 牧田武文

平成17年9月21日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和62年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	定数	所管	名称	定数	所管
総務常任委員会	5人	略	総務常任委員会	6人	略
産業建設常任委員会	5人	略	産業建設常任委員会	5人	略
教育民生常任委員会	5人	略	教育民生常任委員会	5人	略

附 則

この条例は、平成17年11月18日から施行する。